第1種電気工事士免状の交付申請(試験合格者)においてよくあるお問合せ(FAQ)

要務経験は、試験合格後のみカウントするのか しません。   制度改正が行われる前に試験に合格し、実務   経験年教が3年以上5年未満の場合であっても、   免状の交付が受けられるか。    これまで大学、高専の電気工学系卒の者が必要な実務経験年数は3年以上であったが、これ   は短縮されるのか。   これまで大学、高専の電気工学系卒の者が必要な実務経験年数は3年以上であったが、これ   は短縮されるのか。    電気工作物の維持・管理・運用業務は実務経   譲除に当たらないのか。    武験合格通知書を紛失してしまった場合の対応   方法を教えて欲しい。    「電気工作物の維持・管理・運用業務は実務経   譲除に当たらないのか。    武験合格の場合には当たりません。    「本書を持ているみなし業者が実務経   譲を証明する場合、証明者の「電気工事業の   登録等の番号」に記載する番号は、建設業許可   の番号でよいのか。    武験合格通知書を紛失してしまった場合の対応   「大法を教えて欲しい。    「本書を行うの申込書をダウンロードし、同センターに再発行を依頼してください。   「中間で気力事業的を登録ではなく、都道府県や国(経済産業省等)に電気工事業の   登録等の番号」に記載する番号は、建設業許可の番号ではなく、都道府県や国(経済産業省等)に電気工事業が高気技術者試験センター(外部サイト)   https://www.shiken.or.jp/   建設業許可を受けているみなし業者が実務経   譲を証明する場合、証明者の「電気工事業の   登録等の番号」に記載する番号は、建設業許可   の番号でよいのか。    武験合格通知書の住所と現住所が異なる場   合、免状交付申請書類の提出先はどの自治体と   を対すなかったので住民票登録地はA県内のまま   のケース    武験に合格してからかなりの時間が経過してい   も対してください。    申請先は、免状交付申請書には住民更上の任所をご記入ください。   のケースでは、A県が申請先となります。なお、免状で対すす。   いつまでに申請しなければならないという申請   まはの場合(現住所がA県内で、住民票登録地の都道府県が申請   たとなります。   いつまでに申請しなければならないという申請   別のケースでは、A県が申請先となります。   の方・スでは要が表する事も可能です。   まとりまとなして行う場合は、複数人分まとめて「通   の返信用封筒の宛先として、申請者の住所ではな   なります。   の返信用対管で免状を発送する事も可能です。   免状申請に必要な提出書類のほかに、戸籍抄   本の原本も提出してください。		EE 00	旧名/12/30 / C6 (めるの間) 日 E (TAG)
制度改正が行われる前に試験に合格し、実務 経験年数が3年以上5年未満の場合であっても、 免状の交付が受けられるか。  これまで大学・高専の電気工学系卒の者が必要な実務経験年数が3年以上となりました(令和3年4月1日以降、必要な実務経験年数が3年以上であったが、これ 3 は短縮されるのか。  これまで大学・高専の電気工学系卒の者が必要な実務経験年数は3年以上であったが、これ 1 は短縮されるのか。  電気工作物の維持・管理・運用業務は実務経験に当たらないのか。  試験合格通知書を紛失してしまった場合の対応方法を教えて欲しい。  がの方です。このため、大学・高専の電気工学系卒の方は、引き続き、3年以上の実務経験が必要です。 試験合格の場合には当たりません。  試験合格通知書を紛失してしまった場合の対応方法を教えて欲しい。  は腱業許可を受けているみなし業者が実務経験を証明する場合、証明者の「電気工事業の登録等の番号」に記載する番号は、建設業許可の番号ではなく、都道府県や国(経験を証明する場合、証明者の情報、主要、1 を対象をがあると関係を提供してください。 2 では認めてきない場合は標識で確認してください。 2 ではおれる受理通知書に記載の届出番号を書いてださい。書類で確認できない場合は標識で確認してください。 第類で確認できない場合は標識で確認してください。 4 申請先は、免状交付申請書提出時点におけるを、免状交付申請書類の提出先はどの自治体となりますが、例、現住所はA県外がが、住民票をおさなかったので住民票登録地はA県内のままのケース  試験合格通知書の住所と現住所が異なる場合、免状交付申請書には住民票上の住所をご記入ください。 4 申請先は、免状交付申請書には住民票となります。なお、免状を含むなかったので住民票登録地はA県内のまま 2 いっ。アースでは、A県が申請先となります。のとは近め場合は現住所がA県内で、住民票登録地はA県外に、住民票登録地の都道府県か申請先となります。 1 いっまで目ましなければならないという申請期はありません。 可能です、また、企業・学校等で複数人の申請をとなります。 2 いっまでは、まが大きないという申請期はありません。 5 が、免状を発行してもらえるか。 2 にです、また、企業・学校等で複数人の申請をとなりません。 9 が発売となり記述をおいまに、戸籍か			
経験年数が3年以上5年未満の場合であっても、	1	実務経験は、試験合格後のみカウントするのか。   	
要な実務経験年数は3年以上であったが、これは短縮されるのは、大学・高専の電気工学系卒以外の方です。このため、大学・高専の電気工学系卒の方は、引き続き、3年以上の実務経験が必要です。	2	経験年数が3年以上5年未満の場合であっても、	年数が3年以上となりました(令和3年4月1日以
は験に当たらないのか。    試験合格通知書を紛失してしまった場合の対応   方法を教えて欲しい。	3	要な実務経験年数は3年以上であったが、これ	短縮されるのは、大学・高専の電気工学系卒以 外の方です。 このため、大学・高専の電気工学系卒の方は、引
フがら再発行の申込書をダウンロードし、同センターに再発行を依頼してください。 (一財)電気技術者試験センター(外部サイト) https://www.shiken.or.jp/  建設業許可を受けているみなし業者が実務経験を証明する場合、証明者の「電気工事業の 登録等の番号」に記載する番号は、建設業許可 の番号でよいのか。    試験合格通知書の住所と現住所が異なる場合、免状交付申請書類の提出先はどの自治体となりますか。例:現住所はA県外だが、住民票を移さなかったので住民票登録地はA県内のままのケース   のケース	4		試験合格の場合には当たりません。
験を証明する場合、証明者の「電気工事業の 登録等の番号」に記載する番号は、建設業許可 の番号でよいのか。    試験合格通知書の住所と現住所が異なる場合、免状交付申請書類の提出先はどの自治体となりますか。例: 現住所はA県外だが、住民票を移さなかったので住民票登録地はA県内のままのケース   一方の方面では、A県が申請告となります。のかったのでは、A県が申請告となります。例とは逆の場合(現住所がA県内で、住民票登録地の都道府県が申請先となります。例とは逆の場合(現住所がA県内で、住民票登録地の都道府県が申請先となります。例とは逆の場合(現住所がA県内で、住民票登録地はA県外)は、住民票登録地の都道府県が申請先となります。 いつまでに申請しなければならないという申請期限はありません。   「いつまでに申請しなければならないという申請期限はありません。   「の方の元として、申請者の住所ではなく、勤務先又は学校の住所を記入することは可能をとります。とりまとめて行う場合は、複数人分まとめて1通の返信用封筒で免状を発送する事も可能です。   「対象を表述する事も可能です。をとりまとめて行う場合は、複数人分まとめて1通の返信用封筒で免状を発送する事も可能です。	5	方法を教えて欲しい。	ジから再発行の申込書をダウンロードし、同センターに再発行を依頼してください。 (一財)電気技術者試験センター(外部サイト)
合、免状交付申請書類の提出先はどの自治体となりますか。例:現住所はA県外だが、住民票を移さなかったので住民票登録地はA県内のままのケース	6	験を証明する場合、証明者の「電気工事業の 登録等の番号」に記載する番号は、建設業許可	済産業省等)に電気工事業開始届を提出した際 に、交付される受理通知書に記載の届出番号を 書いてください。書類で確認できない場合は標識
試験に合格してからかなりの時間が経過してい いつまでに申請しなければならないという申請	7	合、免状交付申請書類の提出先はどの自治体となりますか。例:現住所はA県外だが、住民票を移さなかったので住民票登録地はA県内のまま	住民票登録地の都道府県となります。なお、免状 交付申請書には住民票上の住所をご記入ください。 例のケースでは、A県が申請先となります。例と は逆の場合(現住所がA県内で、住民票登録地 はA県外)は、住民票登録地の都道府県が申請
く、勤務先又は学校の住所を記入することは可能をとりまとめて行う場合は、複数人分まとめて1通の返信用封筒で免状を発送する事も可能です。 婚姻等により試験合格通知書と氏名が異なる 免状申請に必要な提出書類のほかに、戸籍抄	8		いつまでに申請しなければならないという申請
	9	く、勤務先又は学校の住所を記入することは可能	をとりまとめて行う場合は、複数人分まとめて1通
	10		

11	高圧電気工事技術者試験合格者および電気主任技術者免状保有者であって、第一種電気工事士免状交付を受けようとする者が必要とする実務経験年数は改正されないのか。	これまでと同じであり、高圧電気工事技術者試験合格者については3年以上、電気主任技術者免状保有者については5年以上が必要となります。
12	実務経験証明書に証明者の押印は必要か。	個人が電気工事の実務を証明して貰う際の証明者の押印は必要です。 会社(申請者)が電気工事業法で設置を求めている主任電気工事士の実務経験を証明書する書類は不要です。
13	実務経験証明書の証明者は、代表者でなければだめか。	実務経験の証明者は、雇用主すなわち代表者であるとしていますが、営業所長又は支店長等に 実務経験の証明行為が委任され、委任状の提出 があれば、その方でも差し支えありません。
14	一人親方の場合又は勤務していた会社が倒産した場合、実務経験の証明は誰が行えばよいのか。	次のいずれかの書類で証明いただきます。 1 2以上の電気工事業者等が証明する書類 2 財団法人電気工事技術講習センターその他電気に関する工事又は保安に係る事業を行う公益法人の代表者 3 電気工事工業組合等に加入している場合は、組合等が証明する書類 4 その他、申請者が実務経験を有することを確実に証明する書類例:登録簿の謄本(主任電気工事士であった者は、これで3年間の実務経験の証明になる)電気工事業法第26条の帳簿の写し(作業者欄に氏名が記載されている帳簿に限る)
15	法人が当該法人の代表者の実務経験を証明する場合、その証明は認められるか。	認められます。
16	住民票は本籍省略でよいか。マイナンバーは必 要か。	住民票の本籍は省略可能です。マイナンバーも不要です。
17	住民票は原本が必要か。	住民票はコピーでも構いません。ただし、発行されて6か月以内のものに限ります。このほか、マイナンバーカードや運転免許証のコピーなど、住所、氏名及び生年月日を確かめるに足りる書類であれば、問題ありません(有効期間があるものは、問題内理学)
18	実務経験証明書の押印は社印や屋号印でもよいか。	仕、期間内限定》 社印や屋号印は不可です。法人の場合は、代 表者印、個人の場合は、私印が必要です。
19	写真のサイズは、試験用の写真(45mm× 35mm)を添付してよいか。	写真のサイズは、縦40mm×横30mmです。
20	手数料を収入証紙で支払う場合、収入印紙でも よいか。	収入印紙は収入証紙の代わりにすることはでき ません。
21	免状交付申請書に押印は必要か。	押印は不要です。